第明治三二十種郵便物認可

△

3　合併関係市町村に係る前項の収入見込額は、同項の規定によつて算定した当該新市町村の収入見込額を第五十条第一項第一号㈡の規定に準じて按分するものとする。この場合において、合併前において指定都市以外の市町村であつた合併関係市町村については、当該按分した額を零とする。

（道府県民税所得割臨時交付金の交付見込額等の算定方法）

第十二条の二　［略］

2　平成二十九年改正法附則第三条第一項に規定する指定都市における道府県民税所得割臨時交付金の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

A ×（2/3）×（1/6）×（1/2）× 1.034

A ×（2/3）、A ×（2/3）×（1/6）、A ×（2/3）×（1/6）×（1/2）及びA ×（2/3）×（1/6）×（1/2）× 1.034に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　市町村税課税状況調第3表の表側「給与特徴に係る分」の表頭「特別徴収税額の内訳」のうち「所得割額」欄の当該指定都市の額

○

3　合併関係市町村に係る前項の収入見込額は、同項の規定によつて算定した当該新市町村の収入見込額を第五十条第一項第一号㈡の規定に準じて按分するものとする。この場合において、合併前において指定都市以外の市町村であつた合併関係市町村については、按分した額を零とする。

（道府県民税所得割臨時交付金の交付見込額等の算定方法）

第十二条の二　［同上］

2　平成二十九年改正法附則第三条第一項に規定する指定都市における道府県民税所得割臨時交付金の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額は、当該道府県知事が次の算式によつて算定して当該市長に通知した額とする。

算式

［｛（86,300円×α）×A＋B－C－D｝× 0.982 － E］／2

算式の符号

A　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該指定都市の数に次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

a／b

算式の符号

a　当該指定都市のその年の1月1日現在の住民基本台帳登載人口のうち20歳以上の者の数（以下「20歳以上住民基本台帳登載人口」という。）

b　当該指定都市の平成28年1月1日現在の20歳以上住民基本台帳登載人口

B　分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等、上場株式等の配当所得及び先物取引に係る雑所得等に係る当該年度の道府県民税所得割の当初調定に係る額として総務大臣が調査した当該指定都市の額

C　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄及び「外国税額控除」欄並びに「配当割額の控除額」欄及び「株式等譲渡所得割額の控除額」欄の当該指定都市の額に1.051を乗じて得た額並びに市町村税課税状況

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（a － b）／a

算式の符号

a　市町村税課税状況調第20表の表側「平成27年度」のうち「7月」から「3月」まで及び「平成28年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該指定都市の額の合計額

b　市町村税課税状況調第20表の表側「平成27年度」のうち「2月」から「3月」まで、表頭「税額（千円）」欄に係る当該指定都市の額の合計額